

藤原定家と式子内親王 — 後見という観点からの一試案 —

岸 部 誠

はじめに

藤原定家と式子内親王の関係については、数多くの先行研究がある⁽¹⁾。そのほとんどは国文学の分野でのものである。先行研究では藤原定家と式子内親王の和歌研究はもとより、式子の社会的地位に關しての言及とともに、藤原定家との関係、つまり、定家にとって主人である式子内親王はいかなる存在であったのか、という観点からの言及がなされる。しかし、そこでは必ずといってよいほど「この内親王と定家のあいだには、古来、恋物語の伝説がある⁽²⁾」とされ、二人を相思の間柄であったとするものも多い。また、たとえ恋愛感情というほどのものではなかったとしても、すぐれた歌人同士の親しい交渉は、その間に、文学の上にも相互影響をもったことと考えられるとされる。しかし、和歌研究から離れて現存する史料（古記録等）から考察すれば、「相思の間柄」「親しい交渉」であったという考

えは導き出されるのであろうか。

また、定家は式子に「仕え」ていたとされるのが先行研究の共通の認識であるようである⁽³⁾。さらには定家は式子の家司であったとするものもある。しかし、定家は式子のもとにそもそも「出仕」していたのであろうか。

本稿の目的は、藤原定家の日次記である『明月記』の現存する記事などをもととして、文献史学の立場から藤原定家と式子内親王の関係を後見という観点から一試案として提示することにある。まず定家が出仕していた九条家と八条院への出仕回数・具体的な出仕内容について言及し、次いでそれと比較する形で式子内親王への参について述べる。さらに、この比較から、定家と式子内親王との関係、すなわち、定家にとって式子内親王とはいかなる存在であったのか、また、式子内親王御所とは定家にとっていかなる「場」であったのかを俊成や吉田経房をはじめとする当時の御子左家との人間関係をも含めて式子の後見という観点から考えてみたい。

一 九条家と八条院への出仕

表は藤原定家の日次記である『明月記』の記事が比較的に充実して現存している正治元年（一一九九）から翌二年における定家の出仕先の回数をまとめたものである。この時期における定家の九条家（兼実・良経・任子）への出仕回数の合計は、全体の約七〇パーセントを占めている。これを見ると、定家の主な出仕先はやはり九条家であったことは明らかである。

表

	正治元年	正治2年	合計
九条兼実	172回	172回	344回
良経	75回	126回	201回
任子	49回	48回	97回
八条院	40回	36回	76回
式子内親王	27回	49回	76回
参内	4回	27回	31回
参院	2回	34回	36回
合計	369回	492回	861回

〔1〕九条家への出仕

藤原定家が九条兼実の元に初めて参じたのは、文治二年（一一八八）定家二五歳の時であった。『明月記』寛喜二年（一一三〇）七月一六日条において、定家は「予初参故入道殿文治二年之時不_レ進、先考相具参給、召_二御前_一之後、奉公已三四代、雑役如_二匹夫_一」と記している。この条によると、父の俊成（先考）に連れられて兼実（故入道殿）の元に初参したが、その際には名簿を奉らなかつた。俊成は定家の将来を案じて和歌の人脈や女房となっている定家の姉妹などの伝手を頼りに九条家や八条院、式子内親王の元へ連れていったのであろう。

当時九条兼実は和歌の師であつた六条藤家の清輔が没したことにより、かわりに俊成を師として遇していた。九条

家は兼実・良経・道家と三代にわたって当時の歌壇におけるパトロン的存在であり、自らも歌人として多くの作品を残している。とりわけ良経は和歌の才能が豊かであり、建久期には九条邸を中心に数多くの歌会や歌合を開催して、建久期歌壇・良経家歌壇と称され、『新古今和歌集』を生み出す原動力となった。定家はこうした九条家へ出仕することで庇護を受け、新古今時代のリーダーとなっていた。その定家が多分に誇張的表现であろうとはいえ、「奉公已三四代、雑役如匹夫」と後に述懐しているのである。なお、定家は九条家から建久六年（一一九六）には兼実から伊予の所領を、また正治元年には兼実から下総国三崎荘、良経からは越後の所領を賜り、さらに建仁二年（一一二二）には兼実より大内東荘を賜っている^④。従って九条家へは公的な出仕であった。

九条家における定家の位置は、摂関家の家政実務を務める家司や職事ではなく、家礼であったと考えられる^⑤。定家の主な九条家での出仕内容は次のようであった。

(a) 儀式・行事への参仕

『明月記』正治二年十二月二〇日

亥時許若君御元服、大臣殿出御衣冠、二位中納言直衣、諸大夫撤^⑥掌灯^⑦、次家司国行敷^⑧円座^⑨、業清又取^⑩今一
枚^⑪敷^⑫之、殿上人宣房、親房、置^⑬理髮具^⑭、脂燭人少将資家侍従、頼房、并衣冠、進候^⑮円座左右^⑯、次業清
置^⑰替脂燭^⑱、次子参、着^⑲御前円座^⑳開^㉑櫛、

この日は良経息の良平の元服の儀に定家は参仕した。兼実も『玉葉』に「加冠左大臣、理髮左少将定家、脂燭少将資家」と記している。

(b) 陪膳

同正治元年二月一七日に「未時参上束帯、大原野祭御禊、予陪膳野劔、兼時役送、侍長為_レ使、事了脱_二束帯_一、又帰参」とある。大原野神社の祭礼は二月上卯が恒例で、この時は定家が陪膳、職事であつた源兼時が役送を務めている。

(c) 拝賀などの供奉・お供

同正治元年七月四日

西時許束帯参_二左大臣殿_一、三条中将以_レ前参入、藏人大進行事、秉燭以後御出、御車以下如_レ恒、前駟一八人之内、六位二人中宮勾当少将秀忠、信親、五位十六人国行、長俊、兼時、信光、国基、清美、宗保、定綱、行時、国時、成広、親輔、範綱、有長、武安為_二衛府長_一在_二御共_一布衣、中将成定朝臣、少将予、資宗等乗車扈從、

良経は同年六月二三日に左大臣に任ぜられており、その拝賀に定家は他の九条家の家司や職事たちと共に供奉している。この拝賀は、中宮任子、兼実、北政所（兼実室）、上皇、天皇、七条院、宣陽門院（観子、後白河院女）、八条院という順で廻り、北政所では定家は良経の裾を取るといふ役目を務めている。

(d) 格子の上げ下げ

『明月記』正治元年五月二二日条では「依_レ番上_二格子_一以後、参_二角殿_一退下、入_レ夜又参、下_二格子_一」とある。定家は九条殿での格子の上げ下げを番として務めており、六日に一回の割合で朝夕行つていたと考えられる。上格子は主として辰の時（午前八時頃）、下格子は主として申時（午後四時頃）から酉時（午後六時頃）に行つている⁽⁶⁾。

(e) 使者

『明月記』正治元年六月一九日

参_レ角殿、昏依_レ召婦_二参御堂_一、仰云、前太政大臣昨日講_二前座主_一出家、今為_二宮御使_一可_レ向_二彼亭_一、其次又
可_レ示_二事付等_一者、承了退下、暗夜遠路雖_レ無_レ術、相_二具青侍等_一参向_二禅林寺、南山坐主_二両方_一、御訪仰了、以_二
遠江権守定綱_一申_二入_レ之、承_二御返_一事帰参、依_二御寝_一示_二付女房_一了退下、

兼実より前太政大臣(兼房)が昨日前座主(慈円)を導師として出家したので、宮(中宮任子)の御使いとして兼房邸(禅林寺の近く)へ向かうようにとの仰せがあった。兼房は兼実の同母弟である。定家は暗夜かつ遠路のため青侍等連れて兼実の使者として赴くのである。使いを終えて兼実の元に帰ってみると、兼実はとうに寝てしまっており、宿直番の女房に報告して退出したというのである。使者の役目としては、この時期兼実の命により粟田口での兼雅(前左大臣)の仏事にも参仕している(7)。

(f) 歌会・歌合

良経は摂関家の家督を継ぐという恵まれた地位によって、俊成の御子左家と顕昭らの六条藤家との対立を背景に、両者の間に立つて歌会・歌合をたびたび主催している。その中でやがて御子左家の歌人たちを高く評価していくようになる。しかし、この時期に九条家に仕えていた定家について、風巻景次郎氏は「かれはまったく宮廷に対しては無関係であつて、まったく九条家付属の歌人であつた(8)」とされている。

定家はこのようにさまざまな形で九条家に家礼として仕えていたが、俊成が願ひ、定家が望んだほどには彼の官位は上昇しなかつた。彼はその不満・失望を『明月記』の中でしばしば記している(9)。つまり、定家にとっては彼の官位上昇を最も期待できる主家が九条家であつたことを示している。

(2) 八条院への出仕

定家の八条院（暲子、鳥羽天皇の皇女）への初参は治承四年（一一八〇）三月二〇日で、定家一九歳の時であった。「依_レ仰参_二八条院_一」とあるように、父俊成の意図があつてのことであろう。表で見るとかぎり九条家への出仕回数とは比較にはならないが、八条院への出仕回数は正治元年には四〇回、同二年では三六回と安定した回数で出仕している。当時の八条院は膨大な院領を有し⁽¹⁰⁾、源平の騒乱期における政局にも大きな影響力を持った。また、以仁王の姫君や平頼盛などの、騒乱で不遇となつた人たちを庇護する役割をも果たした。

定家の姉妹は知られている限りでも一五名おり、女院に仕えたことのある姉妹は一二名であり、『明月記』嘉祿二年（一二二六）一月一八日条によるとその内の一一名は禁色を許されている。内四名が八条院に仕えていた。さらに定家の母も八条院女房であつたことから、定家は早くから八条院に参じており院司となつていた⁽¹¹⁾。なお、いつからかは不明であるが定家は八条院の所有する近江の吉富庄の預所となつていた⁽¹²⁾。

定家の八条院における主な出仕内容は次のようである。

(a) 使者

『明月記』正治二年八月四日条に「暁鐘之程出_レ京参_二日吉_一懐_二中御願文、併女院御書等_一、夜前給之、於_二大津辺_一天漸曙、著_二宿所_一、申_二参由女房_一了」とある。八条院の猶子となつていた一品宮（昇子）の日吉社御経供養に、定家は八条院の願文や手紙等を懷中に朝早く出京して日吉社に参じ、一品宮の女房に渡すのである。

(b) 仏事

同年五月二三日条には「参_二八条院_一、取_二御月忌布施_一、隆信、長経朝臣、頼房、隆範、隆兼参入、中将殿見参之

後退出」とある。この日は八条院の月忌で、定家は参上して布施を取り、八条院の猶子となっていた良輔（兼実息）に謁した後に退出している。八条院は仏教に深く帰依し、承安四年（一一七四）には仁和寺の中に蓮華心院を建立したほどであったから、月忌・例講・節会などの催しも多い。また、良輔は漢詩を好み、八条院に参じた定家に漢詩を作らせることもあった。

以上見てきたように、藤原定家と九条家・八条院とは明確な主従関係にあり、九条家では家礼として、また八条院では院司として出仕してさまざまな役を務めていた。また、定家の出仕奉公に対して九条家からは莊園七ヶ所を賜り、また八条院では莊園の預所に任じられている。従って、彼の日次記である『明月記』の記述においても、それぞれの出仕回数は多く、出仕の内容も具体的であり、それゆえ記事も詳しい。

二 式子内親王への参

式子内親王は仁平二年（一一五二）ころ、雅仁親王（後白河天皇）の第三皇女として誕生。母は権大納言藤原季成女の成子（高倉三位）であった。平治元年（一一五九）に齋院に卜占されたが嘉応元年（一一六九）病のため退下している。その後文治元年（一一八五）に准后の宣下があった。『吾妻鏡』（文治二年三月一三日条）によれば信濃国依田莊、越後国宇河莊、大神庄などの領地が知られており、相当な経済力も有していたと思われる。文治のころは八条院と同居していたが、八条院領の相続をめぐる、式子が呪詛を行ったとの風聞が立ち、そのために式子は自ら出家を遂げてしまっている。また建久三年（一一九二）の後白河院の崩御時には相応の相続を受けている^{〔13〕}。

定家の式子内親王への初参は治承五年（一一八二）正月三日であった。『明月記』には「参三条前齋院」今日初参、依^レ仰也、薫物馨香芬馥」とある。「依^レ仰」とあり、俊成に連れられての参であつた。「謁」の語がないことから、定家は式子内親王に拝謁したのかさえ定かではなく、控間で俊成をひたすら待つていたとも考えられる。定家はこのとき従五位下であつた。また同年九月二七日条には「入道殿如^レ例引率、令^レ参萱御所齋院^一給、有^二御弹箏事^一云々」とある。初参から九ヶ月後の記事である。「如^レ例」とあるから、俊成はその間何度か定家を伴つて式子御所に参じていたと思われる。この記事に関して、安田章生氏は「内親王は、この父子歌人に特別に目をかけられていたものであろう。そして、この日は箏を弾いて聞かせておられるのであるから、その間に、よほどのこまやかな親愛の情が動いていたと見られる^{〔四〕}」とされている。これに対して今村みゑ子氏は「云々」とあることに注目され、「少なくとも彈箏については「云々」と、聞き書きになつていたので、式子が定家に箏を弾奏して聞かせたということではない^{〔五〕}」とされている。これに従えば、定家は式子に拝謁してはおらず、直接聞いてはいないのである。なお、後年定家は息子の為家を連れてしばしば院御所や他所へ参じたりしているが^{〔六〕}、これも女房への顔見せが目的であつて、院に謁していたものではない。この条での俊成の意図も女房への顔見せであつたのであろう。

定家が式子に仕える女房たちに親しまれていたのであろうことは、『明月記』の記述からも察することができる。當時は定家の姉妹二人（龍寿御前、前齋院女別当）が禁色を許され女房として式子の元に出仕しており、何かと便宜を図つていたのであろう。さらには式子の後見役であつた吉田経房は定家の従兄弟であり、俊成一家と親交があつた。しかし、式子内親王への参が、その後の定家の官位昇進にどれだけの影響を与えたのかは不明であるが、結果的には影響はほとんど無かつたと考えられる。また九条家や八条院に対しての官位昇進に関する不満・不平の記事は多くあ

るが〔17〕、式子に官位昇進に関して定家が何らかの要望を伝えたような記事も不平・不満の記事も見当たらない。さらに式子からなんらかの莊園の職を賜ったらしい記述もない。

先に表で示したように、定家の式子御所への参仕の回数には正治元年が二七回、翌二年が四九回である。正治二年の参仕回数が四九回と多くなっているのは、式子の病に対しての参の記述があるためである。式子は正治二年の翌年、建仁元年（一一〇一）正月二五日に没している。九条家や八条院への出仕回数と比較して少ないのはもとより、具体的な「出仕内容」に関する記述がほとんどないことに気づく。また伝聞を意味する「云々」（式子御所の女房たちからの聞き書き）の多さも注目すべきである。式子に禁色を許されて仕えている定家の姉二人と、その同僚である他の女房との人間関係をこそ定家の式子御所への参じ方の中で考えるべきであろう。つまり、明確な主従関係にあった九条家や八条院への出仕回数、出仕内容に関する定家の記述とは、明らかな相違が見られるのである。

『明月記』正治二年一〇月一日条には「参大炊殿、女房云、春宮御猶子渡御事、已以一定、御所修理事并女房等出立、旁御大事云々、昏黒退出」とある。ここでは定家は取次の女房から次のような話を聞いているのである。春宮（守成親王、後鳥羽院第三皇子）が式子の猶子となることは「已以一定」であるということ。また式子御所の修理の事等や式子の病状など。「昏黒退出」と長い時間を式子御所で過ごしたように記してはいるが、その間女房に謁してさまざまな話を聞いているだけであり、参じた際に直接に式子内親王に謁したことは案外少なかったのではないか。式子は定家の父俊成を歌の師としており、また定家も歌人であったから多少の親愛の情は有していたとも考えられるが、内親王である式子と従四位上・近衛権左少将（当時）の定家の身分差は絶対的であった。「参大炊殿」、給御

歌「見_レ之、皆以神妙」(正治二年九月五日)とあるのも、式子の歌は直接に式子から定家に渡されたのではなく、取次の女房を介して定家に渡されたと考えるべきであろう。

定家は式子内親王の家司であったとするものもあるが⁽¹⁸⁾、先に記したように九条家においては本来武官であり実務能力を有しない定家は家司ではなかったと考えられ、むしろ家札的な動きをしているのであり⁽¹⁹⁾、従つてこれから考えても、式子内親王の家司であったとは考えられない。また式子御所において家政の実務を務めているような動きをしている記述も見当たらないのである。

『明月記』建久三年(一一九二)五月二日

参_二六条殿_一、被_レ寄_三殿富門院御車_一間也、即騎馬六条西行、猪隈北行、御_二幸泰経卿家_一、公卿、隆房、雅隆、光雅、経家、公衡、定輔卿、殿上人、隆信、成定、伊輔、雅行、顕兼、下官、長俊、隆経、隆雅、保家朝臣等也、入御之後退出、雖_レ欲_レ参_二会齋院御供_一、已出御了、仍自_二六条殿_一退出、(中略)齋院遷_二御戸部吉田_一、殿上人騎馬供奉云々、下官献_二出車_一了、

式子は六条殿から経房の吉田邸に移御するが、この際定家は供奉してはおらず、出車を献じているだけである。これも公式な仕え方ではなかったことを示唆している。また正治二年正月三〇日の記事に「早且_二参_二大炊殿_一、自_二一昨日_一御足又被_レ休_レ葉之由聞_レ之、仍驚_二参_一」とあり、式子の病状の悪化を女房から告げられて驚いて参ずるといふ記事も多い⁽²⁰⁾。公的な主従関係にもとづいて常に参じていたという動きではないであろう。

さらには、次の記事に注目すべきであろう。

同建仁二年(一一〇二)正月二五日

午時許東帯參_二大炊御門旧院_一、今日御正日也、入道左府被_レ經營云々、彼一門人濟々也、予不_レ交_レ衆、謁_二尼大納言殿_一退出、今日出_二此院_一可_レ被_レ住_二左女牛小家_一、仍借_レ家、即參_二九条殿_一、女院御仏事、

式子内親王の一周忌仏事の記事である。定家が大炊旧院へ参じると式子内親王の一周忌仏事を差配していたのは入道左府（藤原実房）であった。「予不_レ交_レ衆」とあるように定家はこの仏事に関係してはおらず、もし式子に仕えていたのであればこのような動きはしないであろう。実房やその甥の公時らが経房没後の式子の後見人となっていたらしく、定家と姉の二人の女房の立場は微妙であったのかもしれない。建仁三年（一一〇三）八月九日条の卿三品（兼子）堂供養では「貴賤挙_レ首、日来左府禪門奔走奉行、近日偏如_レ行_二家務_一」と記しており、実房のことをよく思っていないかつたらしい。なお、吉田経房は正治二年閏二月一日に五八歳で没している。定家は仏事の左配には参加せず、そのまま姉の尼大納言殿（龍寿御前）に謁しているのである。

同正治元年七月一八日

辰時許參_二大臣殿_一、巳一点御出、令_レ參_二院給_一、地下雖_レ進退谷_二応_二參入_一、令_レ昇給_レ之後、雖_レ昇_二下侍殿上縁辺_一、日影暑氣難_レ堪、仍私退出、參_二大炊殿_一資家少将同在_二御供_一、仍事不_レ可_レ欠、良久雑色奔来、告_二御退出之由_一、令_レ參_二御所_一給云々、即乘_レ車、大炊御門西行、於_二二条壬生_一奉_レ待_二御車_一御供、

この日、定家は大臣殿（良経）のお供をして院に参じたのであるが、地下であるため屋外の暑さに堪え切れず、同僚の藤原資家に後の事を頼んで、ひとり大炊殿（式子御所）へと逃げ込むのである。しばらくして雑色から良経の退出を聞き、急ぎ車に乗り良経一行を二条壬生において待ちうけて合流している。正治元年から翌二年のこの時期は、表の出仕回数に見られるように、定家は病弱でありながらも、こまめに九条家や八条院に出仕していた。一方では「地

下の身」で官位の昇進もままならず、不平・不満を記している時期でもあった。しかし、それにしても、定家のこの行動は理解しかねる。定家は九条家の公務として良経のお供をしているのであり、その最中に暑さに耐えかねるとして私的に公務から逃げ出す（逃げ出せる）というのは考えにくい。一方、定家と共に良経の参院のお供をしていた藤原資家も主人の九条良経さえも、定家のこの行動に対して難を加えている様子もない。定家のこの動きの意味は資家にも主人の良経にも認知されていたとしか考えられないのである。

藤原定家は式子内親王の御所へたびたび参じていたが、それは公的な出仕をしていない動きではなかった。従つて家司であつたとは考えられない。また「云々」から考えると、定家の式子への参は式子に謁するためではなく、姉二人らの女房に謁するのが目的であつたと考えられる。まして定家と式子の間に相思や恋愛感情があつたとは考えにくいのである。では、藤原定家はどのような理由で式子内親王御所へたびたび参じていたのであろうか。

三 式子の後見としての定家の動き

建久三年五月二日、式子は六条殿から吉田経房の吉田邸に移御する。この時期から経房は式子の後見人となつていたのであろう。経房は名譽とされる「三事兼帯」（衛門佐、五位藏人、弁官の兼務）等を経て藏人頭、左大弁から中納言、権大納言兼民部卿と進み、実務官僚として蓄積してきた豊かな経験と知識を踏まえており、しかも廉直で「うるはしき」「ありがたかりし人」（『源平盛衰記』）と評されていた。経房が式子の後見人となつた理由は、そのような人柄・能力によるものであつたろう。俊成はその経房との親戚関係もあつて二人の女を式子の女房として出仕させて

いたと思われる。

式子をめぐる人間関係と、その中での定家の動きを見てみると、

①式子の後見人であった吉田経房は藤原定家の従兄弟であり、俊成一家（御子左家）と親交があった。経房は母が俊成の父である俊忠女で、俊成の姉妹であり定家の従兄弟にあたる。さらに経房の妻は俊成の孫娘（母は俊成女の故京極局）でもあった。

②その縁であろうか俊成は女二人（龍寿御前と前齋院女別当）を式子御所へ女房として出仕させていた。この二人はいずれも禁色を許されていた。特に龍寿御前は定家より四歳年上の姉で、定家ともつとも仲のよかった姉妹の一人であった。

③定家は式子御所へたびたび参じてはいたが、明確な主従関係ではなかった。先に述べたように、定家の式子御所への参は具体的な出仕内容を伴っておらず、現存する定家の日記記である『明月記』の記事では女房たちに謁していることがほとんどである。

④主人九条良経の参院のお供の際、定家は暑さに耐えきれないとして同僚の藤原資家に後を頼み、院から式子御所へ逃避している。雑色から良経の退出の知らせを受け、急いで途中でお供の列に合流するという不可解な動きをしている。これに対して、主人の良経や同僚の資家から難を受けたという様子もないのである。これらはどのように考えれば整合性を持ち得るのか。

ここで定家の父俊成の位置を考えてみたい。

藤原俊成は道長の六男であつた長家から始まり御子左家権中納言俊忠の三男として永久二年（一一一四）に生まれ
たが、十歳で父と死別し、葉室顕頼の養子となり顕広と名乗つていた。母は伊予守藤原敦家の女である。仁安二年
（一一六七）に本流に復するともに俊成と改めた。大治二年（一一二七）に従五位下に叙せられ美作守に任ぜられる。
その後は加賀守・遠江守・三河守・丹後守などの受領を歴任し、仁安元年（一一六六）八月二十七日に五三歳で従三位
に叙せられ翌二年正三位となつた。仁安元年ころから歌壇の指導者としての地位を獲得し俊成の御子左家は藤原清輔
などの六条藤家とならんで歌の家柄を代表するようになる。文治四年（一一八八）には後白河院の院宣により『千載
和歌集』の撰者となる。また建久八年（一一九七）には式子内親王に歌論書『古来風体抄』を献上している。さらに
建仁元年（一一〇一）に設置された和歌所の寄人にも加えられ、これらによつて建仁三年十一月には歌人としての功
績で、後鳥羽院から九十賀を賜つたとされる。

御子左家は藤原道長の六男長家を祖とする、代々大納言または中納言にまで昇進する家格であつた。しかし、定家
の父俊成は実父俊忠と早く死別したということもあつて、当時の歌壇の長老的立場ではあつたが、老年になつてから
ようやく三位となり、公卿に列したにすぎなかつた。従つて、御子左家の家格が上昇するかどうかは俊成はもとより、
兄成家と定家兄弟の昇進にかかつていたといえる。

俊成の家格の上昇を念願とした政治的動きは、俊成自身の日次記もなく、よく分からない。しかし、先に記したよ
うに定家を九条家や八条院に参じさせ、九条家では家礼として、八条院では院司として出仕させていた。兄の成家は
近衛家に出仕していたと思われる。俊成の妻は女房加賀とよばれ、最初は美福門院に出仕していた。これは父の若狭
守親忠が美福門院の乳父であつた関係からであつた。その後美福門院の娘の八条院に出仕し、五条局と呼ばれていた。

俊成の妻となつても依然として八条院に出仕していたらしい。俊成が多くの娘たちのうち四人を八条院に女房として出仕させていたのも、この関係からであつたと考えられる。

つまり、俊成は八条院とは深い関係を有していたといえる。同様に式子内親王のもとにも定家の姉二人を出仕させていた。これらの定家の姉妹たちは皆女房として優秀であつたらしく、定家は「明月記」（嘉祿二年二月一八日条で「予姉妹十一人、面々官位悉有「此恩」」（禁色を許されていた）と誇らしげに記している。

以上から考えれば、俊成は八条院から親戚である吉田経房と共に式子の後見を要請されていたのではないかとも思われる。つまり定家の二人の姉が女房として式子御所へ出仕したのは後見の目的があり、その最初は式子が経房邸に移御したころ（建久三年）ではなかつたかと考えられる。そして定家はこの二人の姉の相談役的立場として式子御所へ参じていたのではないか。とすれば、定家の不可思議な行動も整合性を持つ。同僚である藤原資家や九条良経はそれを知っていたのではないか。それゆえ、定家の逃避的動きに難を加えなかつたのではないだろうか。

ここでもう一度先に記した式子内親王の一周忌仏事の記事（「明月記」建仁二年正月二五日条）を見てみたい。定家は仏事を経営している実房たちとは交わらず、さつさと姉の尼大納言（龍寿御前）に謁している。「謁ニ大納言殿退出、今日出此院可被住左女牛小家、仍借家、即参九条殿」とある。姉の尼大納言（龍寿）はこの日をもって式子御所での公式な出仕を終えるというのである。つまり式子の女房としての最後の謁であつた。定家もこれで式子の女房として仕えていた姉二人の支え（相談役）を果たしたということであろう。先に記したように、後見人であつた吉田経房は正治二年閏二月一日に没している。定家は同年正月三〇日の条において「戸部所勞如待」

時云々、於今者天下古老也、可レ惜可レ痛」と記している。吉田経房・御子左家という式子内親王の後見ラインの大半が経房の没によって崩れてしまうという嘆きであつたらう。同年閏二月一日条では「戸部昨日出家云々、先辞兩職」とあり、同月一二日条では「戸部昨日一定入滅云々、是猶末代之重臣也、可レ惜々々」とあり経房の没を悼んでいる。経房の没後、式子の後見役は三条家（実房）・藤原公時²¹に移っていたらしいが、姉二人はそのまま女房として出仕しており、定家も式子の病もあつて、女房たちからの連絡があればその都度参じていた。しかし、その後の姉二人と定家の存在は不安定なものであつたらうと思われる。定家がここで式子に対して何らの感慨も記せず、そつけない記述となつているのはそのせいではないか。つまり、定家は式子内親王に調するため式子御所へ参じていたのではなく、姉二人と共に式子を支えるために参じていたからではなかつたかと考えられるのである。

ここでさらに、式子内親王をとりまく官人のなかで、藤原光資と藤原家衡の動きを見てみたい。

光資は八条院藏人であつた²²。『明月記』のなかでは「光資来、相乗参²³大炊殿」（正治二年八月六日）のようにたびたび定家への連絡係として働き、式子御所へも参じている。正治二年二月一〇日条には「今夜宿候乾角進物屋北方、光資等来²⁴宿所」とあり、式子の病状悪化のために定家らと共に宿所に参じている。これは八条院・式子・定家（御子左家）の関係を想像させる。

また、藤原（六条）家衡は二宮（守成親王、後鳥羽院の皇子。順徳天皇）家司であつた²⁵。家衡は「大炊殿大事御之由、家衡来告、已一点参入」のように式子の病状を告げる動きをしているのである。先に記したように、式子は春宮（守成）を猶子としていた時期があつたらしく、その関係もあり家衡は式子のもとに参じていたと思われる。このことから、光資や家衡らもまた式子御所に定家と同様な目的でもつて参じていたと考えられる。

これらの人間関係の背後には、八条院や後鳥羽院の存在が見えるのではないだろうか。つまり、式子内親王の社会的生活の実務は吉田経房が後見人として担当し、それ以外の和歌や御所内での生活等は定家の姉二人を女房として出仕させ、定家や俊成が必要とあらばその都度支えていく。そしてその背後にはさらに、八条院と後鳥羽院がそれぞれに参仕してきている光資や家衡などを参じさせて経房の実務を助け、面倒を見ていく態勢をとる。そのような形が式子に対する後見態勢として存在していたと考えてみたい。そしてそれは、他の貴族にも認知されていたのではないか。定家の動き（参）もこの形の中で追って行けば、式子御所への逃避などという動きの不可解さも理解できるのである。

吉田経房は正治二年閏二月一日に没する。そしてこの正治二年という年は、経房を失い式子の重い病に一喜一憂し、また家格の上昇もままならなかった俊成・定家父子にとつても、一方勅撰集の編纂を思い立っていた後鳥羽院にとつてもまさしく画期となった。同年八月に催される「院初度御百首」への参加を定家は強く望み、西園寺公経らに働きかけていたが、内大臣源親の反対に会い実現しなかった。これに対して俊成は「正治奏状」によって強く定家を推し、直接後鳥羽院に訴えるのである。院は俊成の願いを直ちに聴き入れた。俊成はこの歌合が勅撰集に繋がつていくという噂を聞いていたのであろう。従つて、この「院初度御百首」に参加することは、「歌の家」御子左家にとつては家格の上昇への絶対条件であった。歌人としての自負もあつたらう。俊成の願いを後鳥羽院が直ちに聴き入れたのは、御子左家の歌風と後鳥羽院の勅撰和歌集の編纂意図が合致していたことを思わせるが、さらには式子への御子左家の後見に対する好意も加わっていたとは考えられないであらうか。

その後、定家は八月二十六日に院内昇殿が許され、定家と後鳥羽院との短い蜜月の始まりとなった御召しを迎えるの

である。一〇月二六日には正四位下に叙せられ、そして翌月一二月二〇日に春宮（守成）昇殿が許される。一方、後鳥羽院は鎌倉に対抗するため勅撰和歌集の編纂を考えていたが、俊成との出会いはまさにそれを可能にさせる出来事であったといえる。古今和歌集を強く意識する御子左家の歌人たちの新しい歌風は後鳥羽院の望む所と一致したといえよう。『新古今和歌集』という命名には後鳥羽院の深い思い入れがあったと考えられる。

建仁三年八月六日、俊成は後鳥羽院より九十賀を賜ることを知らされる。定家は「夜深清範奉書云、入道皇太后宮太夫於_二和歌所_一可_レ賜_二九十賀_一、屏風歌可_二詠進_一者、此事入道殿深令_二謙退_一給、可否未_二思得_一事歟」と記した。同月十四日には屏風歌を詠進すべしとの後鳥羽院の仰せがあり、定家は参じて良経・慈円・有家・雅経らとともに歌を御覧にいれている。十月に入つて俊成九十賀は二十六日であったが比叡山騷動のため延引し十一月二三日となった。当日の『明月記』の記事はなく、『源家長日記』や『建礼門院右京大夫集』に詳しい。それによると、俊在は成家・定家兄弟にかかえられて参上したらしい。賀は長寿の祝いで、四十賀（初老）から始めて十年ごとに続いていくが、通常は叔父（伯父）などの親戚が催すものであり、後鳥羽院が俊成の九十賀を催すのは極めて異例であったといつてよい。これはもちろん俊成の歌への功績、とくに『新古今和歌集』への貢献が主な理由であったとされる。しかし、この異例さはそれだけではなく、これまで本稿で述べてきたような式子内親王の後見にたいしてのねぎらいも加味されていたと考えてみたい。

おわりに

藤原定家と式子内親王との関係については、とくに国文学の分野からの多くの先行研究がある。和歌に関する記述とともに、ここでは定家と式子内親王との恋愛関係についての記述が必ずといってよいほどなされている。しかし、定家の日次記である『明月記』の現存する記事から考えれば、式子と定家は主従関係にあったとする明確な記述は見当たらない。式子御所には別の目的で参じていたと考えるしかないのである。その参のほとんどは式子に出仕している女房に謁して様々な話をしていただけである。定家は式子内親王にはほとんど謁してはいないし、さらに内親王と従四位という身分差は絶対的なものであつたらう。従つて、この問題には否定的とならざるをえないのである。

式子御所へ参じた回数と参じた際の動きを、定家の明確な主従関係にあつた九条家と八条院のそれと比較してみると、式子御所へ参じた回数はかなり少なく、正治元年二年に多くなつてゐるのは式子の病のため参じたせいである。また九条家や八条院での出仕内容は具体的な記述となつてゐるが、式子御所への参は式子の病に関する記事以外では具体的な記述はほとんどなく、よく分からない。従つて、式子御所は九条家・八条院とはまったく別の意味の参じ先であつたと考えるしかない。

式子御所には定家の姉二人が禁色を許されて女房として出仕してゐた。また、後見人の吉田経房は御子左家と親戚関係にあつた。さらに定家の式子御所への逃避などという不可解な動きがある。これらから考えると、八条院、さらには後鳥羽天皇（当時）から俊成や経房が式子内親王の後見を託されたのではないかと考えられる。俊成は御子左家

の家格の上昇を強く望み、そのために息二人を撰闍家や女院に家礼や院司などとして出仕させ、多くの女たちもまた女房として八条院や式子に出仕させていた。その政治的動きの中で、吉田経房との親戚関係もあり式子の後見を頼まれたのではないか。また、八条院や後鳥羽院も必要とあらばその都度光資や家衡たちを式子のもとに参じさせていたと思われる。一方、式子内親王はまた同じ歌人として、定家に対してそれなりの親しみの情を持つてはいたのであるが、それ以上ではなく、定家は式子にはほとんど謁せず、女房たちと話をするだけであり、女房として出仕していた姉二人の支え（相談役）として参じていたのが実態であったと考えられる。

注

- (1) 式子内親王と藤原定家の関係についての先行研究は、国島章江氏「式子内親王と藤原定家」〔『文学・語学』二四号、一九六二年、安田章生氏「式子内親王と定家」〔藤原定家研究』至文堂、一九六七年〕、馬場あき子氏「式子内親王」〔紀伊國屋新書、一九六九年〕、本位田重美氏「式子内親王」〔和歌文学会編『和歌文学講座』第七卷『中世・近世の歌人』桜楓社、一九七〇年〕、村井俊司氏「式子内親王の社会的地位―御子左家との関係を含めて―」〔『中京国文学』一一、一九九三年〕、今村みゑ子氏「定家と式子内親王―『明月記』を中心に―」〔『文学』六巻四号、一九九五年、後に『鴨長明とその周辺』和泉書院、二〇〇八年に収録〕などがある。
- (2) 前掲(1)注、安田氏論文「式子内親王と定家」。二四六頁。
- (3) 前掲(1)村井氏論文「式子内親王の社会的地位―御子左家との関係を含めて―」。二四頁。また、石田貞吉氏も定家は式子の家司であったとされている〔『百人一首評解』有精堂出版、一九八八年〕。
- (4) 定家が九条家から賜った所領については、『明月記』建久七年六月一六日条（伊予の所領）、正治元年七月二五日条（下総三崎荘）、同八月二一日条（越後の所領）、同九月二二日条（越後少郷一所）、『玉葉』建仁二年二月七日条（大内東荘）を参照。

- (5) 拙稿「九条家における藤原定家の位置」(『日本歴史』七七二、二〇二二年)
- (6) 『明月記』 正治元年五月一〇日条、同正治二年八月六日条など参照。
- (7) 『明月記』 正治二年九月二日条。
- (8) 風景景次郎氏「新古今撰定前の定家」(『水滸』、一九三〇年一月号、後に『新古今時代』桜楓社、一九七〇年に収録)。
- (9) 定家の官位上昇に対する不満・不平については、『明月記』建仁元年十二月十九日条、同二年正月二三日条、同七月二三日条など参照。定家は文治五年に左少将に任じられ、翌建久元年に従四位下に叙せられる。五年後の建久六年に従四位上に叙せられた後の昇進はままならなかった。正治二年一〇月二四日にやつと正四位下となり、建仁二年に左中将に任じられた。この間の定家の不平・不満は相当のものであった。
- (10) 永治元年父鳥羽天皇から一二か所の莊園を讓与されたのに始まり、母美福門院領や安楽寿領など最終的には二二〇か所以上になつていた。
- (11) 『明月記』 建仁三年十二月三日条では「今夕八条院御仏事、予為四位院司」と記している。
- (12) 吉富莊については卿三位藤原兼子の横領事件があり、定家は八条院にたびたび訴えているが、容易に解決しなかった。『明月記』元久元年三月二五日条、同一一月二二日条などを参照。
- (13) 『明月記』 建久三年三月一日条には「前齋院、大炊殿、白川常光院、其外御庄兩三被二分奉云々」とある。なお大炊殿には当時九条兼実が住しており『玉葉』(同年五月一日条)では「前齋院可被渡此亭、依法皇处分也云々」とあり、兼実は移居しなかつたため式子はしばらくは法住寺董御所にそのまま住んでいたと思われる。
- (14) 前掲注(1) 安田氏論文「式子内親王と定家」。二四九頁。
- (15) 前掲注(1) 今村氏論文「定家と式子内親王——『明月記』を中心に——」。三四四頁。
- (16) 『明月記』 承元元年八月四日条、同八月九日条などを参照。
- (17) 『明月記』 正治元年十二月二十九日条では「地下之身進退惟谷、衰齡卅八、每望傍人榮貴、只預運命」と記している。
- (18) 前掲注(2) 村井氏論文「式子内親王の社会的地位——御子左家との関係を含めて——」。二四頁。及び石田吉貞氏解説。

(19) 前掲注(5) 拙稿「九条家における藤原定家の位置」。

(20) 『明月記』 正治元年5月12日条など参照。

(21) 『明月記』 正治二年二月八日条に「辰時參大炊殿」、実快法眼、二品参会、御有様大略同事云々、午終許退出」とある。二品は藤原公時で、室は経房女であった。実房は叔父にあたる。経房没後は公時室が経房女であった関係で実房・公時が式子の後見となっていたと思われる。

(22) 藤原光資は八条院藏人であったが、『尊卑分脈』(第二篇九一頁)によれば後に上野守、春宮(守成)権大進、治部少輔に任ぜられている。式子の後見ということから考えれば、光資が春宮権大進に任ぜられたことは注目されてよいのではないか。

(23) 藤原家衡は正治元年時では二宮家司(『明月記』 同年十二月一六日条)であった。その家衡が式子に参じているのは後鳥羽院の意向があつたとも考えられる。同元久元年六月二三日条では礼子内親王家司、同二年三月一日条では陰明門院家司、同嘉禄二年四月二六日条では宣陽門院院司を辞すとなっている。なお、家衡は六条藤家であるが、このような渡り家司的な動きもしていた。また、陰明門院家司と定家が記しているのは院司のまちがいであるとも思われるが、この点については今後の課題としたい。

